

NAGANOスマートシティコミッション規約

(名称)

第1条 本会は、NAGANOスマートシティコミッション（以下「NASC」という。）と称する。

(目的)

第2条 NASCは、ICT等のデジタル技術を活用し、産学官が協働して地域課題の解決及び新たな事業の構築を図ることにより、新産業創出及び安全・安心・快適な上質の暮らしで幸せを実感できる市民ファーストな未来型社会（以下「スマートシティNAGANO」という。）を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 NASCは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) スマートシティNAGANOの推進のための事業
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 NASCは、第2条の目的に賛同する事業者、団体、高等教育機関、研究機関、金融機関、行政機関等の会員により構成する。

- 2 NASCに入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。
- 3 NASCを退会しようとする会員は、別に定める退会申出書を会長に提出するものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、会員がNASCの名誉を毀損する行為を行ったとき、その他会員を除名すべき正当な事由があるときは、会長は、当該会員を除名することができる。

(役員)

第5条 NASCに、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名
- 2 役員は、総会において、会員の互選によりこれを定める。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が任期の途中で辞任した場合は、後任者がその残任期間を引き継ぐものとする。

(役員の職務)

第6条 役員が行う職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、NASCを代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 監事は、NAS Cの会計を監査する。

(アーキテクト)

第7条 NAS Cにアーキテクトを置くことができる。

2 アーキテクトの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 アーキテクトは、第2条の目的を達成するために、スマートシティNAGANO全体の企画及びプロジェクト全体の管理を行う。

(アドバイザー)

第8条 NAS Cにアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、スマートシティNAGANOの推進に係る業務全般に対し、指導及び助言を行う。

(総会)

第9条 NAS Cの会議として、総会を置く。

2 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

3 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

5 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

6 会長は、第2条の目的を達成するため必要があると認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(総会の種類等)

第10条 NAS Cの総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、年1回開催し、次に掲げる事項について審議し、承認する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 役員の選出に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

3 臨時総会は、臨時に承認若しくは報告を受ける事項があるとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

(ワーキンググループ)

第11条 第3条の事業の具体化を図るため、N A S Cにテーマ別のワーキンググループを設置することができる。

(事業年度)

第12条 N A S Cの事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

(事務局)

第13条 N A S Cの事務を処理するため、長野市役所内に事務局を置く。

(秘密情報の保持及び管理)

第14条 秘密情報（N A S Cの活動を通じて会員及び事務局（アーキテクト及びアドバイザーを含む。）（以下「会員等」という。）が入手した情報のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）は、会長が管理責任者となる。

(1) 個人情報

(2) 会員の営業上又は技術上の情報で、開示の際に当該会員が秘密指定したもの

(3) その他開示者である会員等が秘密情報として指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 会員等が知り得た時点で、既に公知となっていた情報

(2) 会員等が知り得た時点で、開示者である会員等から秘密情報に当たらない旨の通知を受けた情報

(3) 会員等が知り得た後、会員等の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

(4) 会員等が第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報

3 秘密情報は、会員等の間でのみ共有するものとし、第2条の目的以外に秘密情報を使用してはならない。

4 会員等は、第三者に秘密情報の開示又は漏えいをしてはならない。ただし、第三者への秘密情報の開示が必要な場合は、当該開示について、開示者である会員等の同意を得るものとする。

5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関又は行政機関の要請により秘密情報の開示を要求された場合は、事務局は、会長と協議の上、当該要求の範囲内で開示することができる。ただし、当該開示者である会員等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 第1項から前項までの規定は、会員が退会し、又はN A S Cが解散した後も効力を有するものとする。

(知的財産権等の帰属)

第15条 N A S Cの活動において新たに発生した知的財産権（特許権、著作権等をいう。）その他会長が重要と認める権利の帰属について、会員は、会長と協議の上、決定し、総

会に報告するものとする。

(書類等の備付け)

第16条 NASCは、事務局に事業に係る書類及び収支に係る帳簿を備え付けるものとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、NASCの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年10月5日から施行する。
- 2 NASCの設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月8日から施行する。